

5・1 水先問題

5・1・1 水先人の人材確保・育成等に関する検討会

2020.05.28 「第 15 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」

2020.10.05 「第 16 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」

2021.03.16 「第 17 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」

「第 15 回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」では、以下の検討が行われた。
また、水先人の安定的な確保・育成等について、第三次とりまとめが行われた。

(1) モニタリング委員会の取組みの評価及び 2020 年度以降の対応

① 内海水先区対策

内海水先区水先人会において、計画に基づく取り組みを確実に実施することとし、モニタリング委員会における評価検証は行わない。

② 安全かつ円滑な水先業務の確保

水先業務中の不適切運航や品位欠如の事例について、改正された会則に従い、業務制限や再教育訓練等の措置が適切に講じられていることを確認した。当面、モニタリング委員会による評価検証を継続する。

③ 中小規模水先区の水先人不足に対する円滑な派遣支援の確保

派遣支援の安定的な実施が持続可能であることを確認するため、当面、モニタリング委員会において評価検証を継続する。

④ モニタリング委員会の今後の取り扱い

- ・評価検証の対象は、上記②及び③の実効性
- ・開催頻度は年 2 回程度
- ・期限は令和 2 年度から令和 4 年度とし、令和 5 年度以降も引き続き当委員会の開催が必要となる場合には、評価検証の対象、開催頻度、期限について、改めて検討会において検討

(2) 水先人の養成定員の見直し

- ・2 級水先人は養成定員に対して応募が少ない状況から現状維持の毎年 5 人
- ・3 級水先人は毎年 5 人+α
- ・見直した養成定員の実施期間は、5 年から 3 年へと短縮

(3) 中小規模水先区における新規免状・複数免状取得時の支援見直し

現状維持とし、現行と同様の支援を 3 年間実施し、それ以降は改めてその継続の必要性について検討する。

(4)第三次とりまとめ（案） 審議

(5)その他（水先類似行為の実態調査（外航クルーズ船及び外航貨物船関係））

第三次とりまとめは、以下の項目について取り纏めが行われた。

1. 水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員の見直し
2. 安全かつ円滑な水先業務の確保のため各水先人会が改正した水先人会会則の実効性の検証
3. 中小規模水先区対策
4. 内海水先区対策
5. モニタリング委員会の取扱い

「第16回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」では、以下の報告等が行われた。

1. モニタリング委員会報告
2. 水先類似行為の実態調査の結果および今後の対応
 - ・安全性について、船社（船長）が類似行為者の技量に不安がある場合、当該類似行為者に対して水先行為を熟知した者によるアドバイスの実施
 - ・後継者確保について、必要に応じて水先行為を熟知した者による支援の実施

「第17回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」では、以下の報告及び検討等が行われた。

1. モニタリング委員会報告

これまで双方で事例の確認のみ行っていたモニタリングを船協・連合会業務連絡会において、「安全性の効果まで掘り下げた検証」が行えるよう、相互認識を一層深めるための情報交換内容の充実を図るとともに、必要に応じ、両者において相談の上、そこで確認された状況をモニタリング委員会に報告していくこととなった。水先人派遣支援については、滞在型の支援を行わなくても良い体制となり運営経費についても効率的に実施されていることが確認された。
2. ポストコロナに対応した水先人養成等のデジタル化・オンライン化の推進

ポストコロナに対応したより効果的・効率的な実施内容/方法を早期に実現する。検討会の下に「水先人養成等におけるデジタル化等推進WG」を設置し、対応可能なものから実施し、1年後を目途に当該WGでの検討結果をとりまとめの上、水先人の人材確保・育成等に関する検討会へ報告する。
3. その他（コロナ禍での水先業務継続のための水先人会の対応状況：以下の報告）
 - 1) 感染防止対策
 - 2) 緊急事態に備え検疫所による講習会の受講
 - 3) 特殊な業務等の例